3　公布日から施行日の前日までの間に、農業委員会の選挙による委員の全員が天災その他の事由によりその職務を行うことができなくなった場合における当該農業委員会の事務の実施については、同日までの間、当該農業委員会が置かれている市町村を、旧農業委員会法第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会が置かれていない市町村とみなす。

**第三十条**　第二条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律（以下「新農業委員会法」という。）第八条及び第九条の規定による農業委員会の委員の任命のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

（農業委員会ネットワーク機構の指定に関する準備行為）

**第三十一条**　新農業委員会法第四十二条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする者は、この法律の施行前においても、農林水産省令で定めるところにより、指定の申請をすることができる。

2　農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の申請があった場合には、この法律の施行前においても、新農業委員会法第四十二条の規定の例により、指定をすることができる。この場合において、当該指定は、施行日にその効力を生ずる。

3　都道府県農業会議又は全国農業会議所が第一項の申請を行う場合には、当該都道府県農業会議及び全国農業会議所を一般社団法人とみなして、新農業委員会法第四十二条第一項の規定を適用する。

（都道府県農業会議の一般社団法人への組織変更）

**第三十二条**　都道府県農業会議は、その組織を変更し、一般社団法人になることができる。

**第三十三条**　都道府県農業会議は、前条の規定による組織変更（以下この条から附則第三十五条までにおいて「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2　組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　組織変更後の一般社団法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項

二　前号に掲げるもののほか、組織変更後の一般社団法人の定款で定める事項

三　組織変更後の一般社団法人の理事の氏名

四　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合　当該一般社団法人の監事の氏名

ロ　組織変更後の一般社団法人が会計監査人設置一般社団法人である場合　当該一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称

五　組織変更後の一般社団法人の社員の氏名又は名称及び住所

六　その他農林水産省令で定める事項

3　第一項の総会の招集の通知は、その総会の日の二週間前までに、総会に付議すべき事項及び組織変更計画の要領を示し、農林水産省令で定める方法に従ってしなければならない。

**第三十四条**　組織変更をする都道府県農業会議は、施行日に、一般社団法人となる。

2　組織変更をする都道府県農業会議は、施行日に、前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る会則の変更をしたものとみなす。この場合においては、当該会則を組織変更後の一般社団法人の定款とみなす。

3　組織変更をする都道府県農業会議の会議員及び賛助員は、施行日に、前条第二項第五号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後の一般社団法人の社員となる。

**第三十五条**　組織変更については、附則第十三条第二項及び第八項、第十六条並びに第十七条の規定を準用する。この場合において、附則第十三条第二項中「前項」とあるのは「附則第三十三条第一項」と、「旧農協法第七十三条の四十三第二項」とあるのは「第二条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律第七十六条」と、同条第八項中「第四十九条並びに第九十七条の四第二項及び第九十八条第一項」とあるのは「第四十九条第一項及び第二項（第二号を除く。）並びに第九十七条の四第二項」と、「内容」とあるのは「内容」とあるのは、」と、「。次項において「改正法」という。）附則第十三条第一項」とあるのは「）附則第三十三条第一項」と、「組織変更をする旨」と、同項第二号中「計算書類」とあるのは「財産目録」と、同条第三項中「第九十七条の四第二項」とあるのは「改正法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第一条の規定による改正前の農業協同組合法第九十二条第二項」とあるのは「組織変更をする旨」と、附則第十七条中「附則第十二条から前条まで」とあるのは「附則第三十二条から第三十四条まで並びに附則第三十五条において読み替えて準用する附則第十三条第二項及び第八項並びに前条」と読み替えるものとする。

（全国農業会議所の一般社団法人への組織変更）

**第三十六条**　全国農業会議所は、その組織を変更し、一般社団法人になることができる。

**第三十七条**　全国農業会議所は、前条の規定による組織変更（以下この条から附則第三十九条までにおいて「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2　組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　組織変更後の一般社団法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項

二　前号に掲げるもののほか、組織変更後の一般社団法人の定款で定める事項

三　組織変更後の一般社団法人の理事の氏名

四　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合　当該一般社団法人の監事の氏名

ロ　組織変更後の一般社団法人が会計監査人設置一般社団法人である場合　当該一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称

五　組織変更後の一般社団法人の社員の氏名又は名称及び住所

六　その他農林水産省令で定める事項

3　第一項の総会の招集の通知は、その総会の日の二週間前までに、総会に付議すべき事項及び組織変更計画の要領を示し、農林水産省令で定める方法に従ってしなければならない。

**第三十八条**　組織変更をする全国農業会議所は、施行日に、一般社団法人となる。

2　組織変更をする全国農業会議所は、施行日に、前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3　組織変更をする全国農業会議所の会員は、施行日に、前条第二項第五号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後の一般社団法人の社員となる。

**第三十九条**　組織変更については、附則第十三条第二項及び第八項、第十六条並びに第十七条の規定を準用する。この場合において、附則第十三条第二項中「前項」とあるのは「附則第三十七条第一項」と、「旧農協法第七十三条の四十三第二項」とあるのは「第二条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律第七十六条」と、同条第八項中「第四十九条並びに第九十七条の四第二項及び第九十八条第一項（第二号を除く。）並びに」と、「内容」とあるのは「内容」とあるのは、」と、「。次項において「改正法」という。）附則第十三条第一項」と、「組織変更をする旨」と、同項第二号中「計算書類」とあるのは「財産目録」と、同条第三項中「第九十七条の四第二項」とあるのは「改正法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第一条の規定による改正前の農業協同組合法第九十二条第二項」とあるのは「組織変更をする旨」と、附則第十七条中「附則第十二条から前条まで」とあるのは「附則第三十六条から第三十八条まで並びに附則第三十九条において読み替えて準用する附則第十三条第二項及び第八項並びに前条」と読み替えるものとする。